杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会設置要綱

令和5年10月25日 5杉並第38975号

(設置)

第1条 (仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に向け、関係課が連携を図りながら今後のより良い子どもの居場所のあり方等について検討することを目的として、杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 基本方針の策定に係る検討及び調整に関すること。
 - (2) その他基本方針の策定に関し必要な事項 (構成)
- 第3条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 子ども家庭部長
 - (2) 政策経営部企画課長
 - (3) 政策経営部施設マネジメント担当課長
 - (4) 区民生活部地域施設担当課長
 - (5) 区民生活部文化・交流課長
 - (6) 区民生活部スポーツ振興課長
 - (7) 保健福祉部管理課長
 - (8) 保健福祉部障害者施策課長
 - (9) 杉並福祉事務所生活自立支援担当課長
 - (10) 子ども家庭部管理課長
 - (11) 子ども家庭部子ども政策担当課長
 - (12) 子ども家庭部地域子育て支援課長
 - (13) 子ども家庭部子ども家庭支援課長
 - (14) 子ども家庭部保育課長
 - (15) 子ども家庭部保育施設担当課長
 - (16) 子ども家庭部児童青少年課長
 - (17) 子ども家庭部子どもの居場所づくり担当課長
 - (18) 子ども家庭部学童クラブ整備担当課長
 - (19) 都市整備部みどり公園課長
 - (20) 教育委員会事務局庶務課長
 - (21) 教育委員会事務局特別支援教育課長
 - (22) 教育委員会事務局学校支援課長
 - (23) 済美教育センター所長
 - (24) 済美教育センター教育相談担当課長
 - (25) 中央図書館長
 - (26) 職員団体が推薦する職員 1人

(会長及び副会長)

- 第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は子ども家庭部長をもって充てる。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長があらかじめ前条各号に掲げる職員の中から指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる職員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

- 第6条 所掌事項について調査、研究等を行うため、検討会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、会長が指名する者をもって構成する。 (庶務)
- 第7条 検討会及び作業部会の庶務は、子ども家庭部子ども政策担当及び子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和5年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。